

宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約  
に係る競争入札参加資格審査要綱

平成15年2月14日  
島根県告示第128号

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。次条第2項第2号において「政令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、県が発注する宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等(下水汚泥及びばいじんをいう。以下同じ。)収集運搬業務(以下「下水汚泥等収集運搬業務」という。)、下水汚泥セメント原料化業務(以下「セメント原料化業務」という。)、下水汚泥肥料原料化業務(以下「肥料原料化業務」という。)、下水汚炭化製品化業務(以下「炭化製品化業務」という。)及び下水汚泥等埋立処分業務(以下「下水汚泥等埋立処分業務」という。)の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)、その審査その他必要な事項について定めるものとする。

(入札参加資格審査の申請)

第2条 入札に参加しようとする者は、第4条に規定する入札参加資格審査を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

- (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 政令第167条の4の規定に該当する者
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、島根県の発注する業務委託等からの排除要請があり、当該状態が継続しているもの
- (4) 下水汚泥等収集運搬業務を申請しようとする者で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。)第14条第1項の許可を受けていないもの
- (5) セメント原料化業務を申請しようとする者で、廃掃法第14条第6項の許可(焼成(セメント原料)業務に係るものに限る。)を受けていないもの
- (6) 肥料原料化業務を申請しようとする者で、廃掃法第14条第6項の許可(肥料再生、堆肥再生又は乾燥業務に係るものに限る。)を受けていないもの
- (7) 炭化製品化業務を申請しようとする者で、廃掃法第14条第6項の許可(炭化業務に係るものに限る。)を受けていないもの
- (8) 下水汚泥等埋立処分業務を申請しようとする者で、廃掃法第14条第6項の許可(最終処分に係るものに限る。)を受けていないもの
- (9) 島根県税(個人の県民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)を滞納している者
- (10) 消費税及び地方消費税を滞納している者
- (11) 次条第1項の規定による申請に当たり虚偽の申請を行った者

(審査の申請手続)

第3条 前条の規定により入札参加資格を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付した入札参加資格審査申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 下水汚泥等収集運搬業務にあつては産業廃棄物収集運搬業許可証の写し、セメント原料化業務、肥料原料化業務、炭化製品化業務及び下水汚泥等埋立処分業務にあつては産業廃棄物処分業許可証の写し
- (2) 法人にあつては、登記事項証明書
- (3) 個人にあつては、身分に関する誓約書（様式第2号）
- (4) 営業経歴書（様式第3号）
- (5) 委任状（契約の締結に係る権限を委任する場合に限る。）
- (6) 県民センター所長が発行した島根県税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）
- (7) 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないことの納税証明書（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）
- (8) 法人にあつては、財務諸表及び財産目録
- (9) 個人にあつては、青色申告書又は所得税確定申告書の写し及び営業に必要な設備、機械器具等の明細書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 前項各号に掲げる書類は、土木部下水道推進課へ持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便により送付するものとする。

（入札参加資格審査）

第4条 入札参加資格の審査は、随時行うものとする。

2 入札参加資格審査は、次に掲げる事項を審査するものとする。

- (1) 第3条第1項の規定により申請する日（以下「申請日」という。）の直前2年間の年間平均契約金額
- (2) 申請日の直前決算における自己資本の額
- (3) 申請日の前日における事業に従事する職員の数
- (4) 申請日の前日までの営業年数

（入札参加資格の認定）

第5条 知事は、前条の審査に基づき入札参加資格を認定するものとする。

2 知事は、前項の規定により認定したときは、入札参加資格者名簿に登録するものとする。

（資格審査結果の通知）

第6条 知事は、入札参加資格の審査結果を入札参加資格結果通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(入札参加資格の有効期間)

第7条 第5条第1項の規定により入札参加資格を認定された者(以下「入札参加資格者」という。)の入札参加資格の有効期間は、当該認定を受けた日から認定を受けた日の属する年度の翌々年度の3月31日までとする。

(変更届)

第8条 入札参加資格者は、次に掲げる事項について変更があったときは、直ちに入札参加資格審査申請書記載事項変更届(様式第5号)により知事に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称及び代表者
- (2) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名
- (3) 主たる営業所の名称及び所在地並びにその代表者
- (4) 第3条第1項第5号に掲げる委任状の記載事項

(認定の取消し)

第9条 知事は、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、認定を取り消すものとする。

- (1) 第2条第2項各号のいずれかに該当したとき。
- (2) 虚偽の申請により第5条第一項の認定を受けたことが判明したとき。
- (3) 営業を休止し、又は廃止したとき。

(資格の取消しの通知)

第10条 知事は、前条の規定により認定を取り消したときは、入札参加資格取消通知書(様式第6号)により、その者に通知するものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成15年2月14日から施行する。

附 則

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成15年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この告示は、平成16年2月27日から施行する。
- 2 この告示による改正後の宍道湖流域下水道終末処理場における下水污泥収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱第3条の規定は、平成16年2月27日以後に行う入札参加資格審査の申請から適用し、同日前に行った入札参加資格審査の申請については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成22年3月19日から施行する。

附 則

1 この告示は、平成23年12月6日から施行する。

2 この告示による改正後の宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱第2条の規定は、平成23年12月6日以後に行う入札参加資格審査の申請から適用し、同日前に行った入札参加資格審査の申請については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、平成25年11月29日から施行する。